**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不詳、最後の住所京都府天田郡上川口村字立原七四番地の二

被相続人　亡　永井吉右ヱ門

右被相続人の相続人のあるりとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

京都市下京区諏訪町通六条下る上柳町二〇六番地二シャーメゾン東浅井二〇六号

相続財産管理人　弁護士　兼清　賢

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府寝屋川市萱島南町六番、最後の住所大阪府寝屋川市萱島南町六番一九号

被相続人　亡　田中ヨシ子

右被相続人の相続人のあるりとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階

相続財産管理人　弁護士　岩佐　嘉彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府河内長野市南青葉台二一番、最後の住所大阪府河内長野市南青葉台二一番五号

被相続人　亡　吉岡　健三

右被相続人の相続人のあるりとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍島根県松江市美保関町千酌一九四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤原　進

右被相続人の相続人のあるりとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

事務所島根県松江市片原町一〇〇番地

相続財産管理人　弁護士　高野陽太郎

**債権申出の公告（第一回）**

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年四月十一日

東京都文京区大塚三丁目五番一〇号

株式会社サンプラネット

確定給付企業年金清算人　依田　房親

**債権申出の公告（第一回）**

当基金は、平成二十九年三月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十一日

東京都板橋区熊野町三四番地七

日本建設工事業厚生年金基金

代表清算人　才賀清二郎

**債権申出の公告（第三回）**

当基金は、平成二十九年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十一日

茨城県水戸市泉町二丁目二番三三号

全国納豆厚生年金基金

代表清算人　笹沼　隆史

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年４月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①グローバルトラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1132号　④株式会社ユニヴァーサルテクノロジー　埼玉県本庄市緑１－３－９グローバルビル４階　代表取締役　高井定男　⑤グローバルトラベル　埼玉県本庄市緑１－３－９グローバルビル４階　⑥平成26年２月26日　⑧平成29年３月10日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県本庄市緑１－３－９グローバルビル４階　株式会社ユニヴァーサルテクノロジー　代表取締役　高井定男

Ｂ　①ＡＰＩ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5892号　④谷弘子　東京都北区豊島５丁目２番20－1803号　⑤本社営業所　東京都北区豊島５丁目２番20－1803号　⑥平成19年３月27日　⑧平成28年３月14日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都北区豊島５丁目２番20－1803号　谷弘子

Ｂ　①株式会社中央　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業３－553号　④株式会社中央（中央観光）　静岡県藤枝市小石川町一丁目４番12号　代表取締役　曽根克樹　⑤本店　静岡県藤枝市小石川町一丁目４番12号　⑥平成20年８月14日　⑧平成29年３月31日　⑩300万円　⑪静岡県知知事　⑫静岡県藤枝市小石川町一丁目４番12号　株式会社中央（中央観光）　代表取締役　曽根克樹

Ｂ　①オズ　ツアーズ（ＯＺ　ＴＯＵＲＳ）　②第三種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－494号　④尾﨑　幸史　京都府京都市北区西賀茂北川上町95番地　⑤オズ　ツアーズ（ＯＺ　ＴＯＵＲＳ）　京都市左京区下鴨泉川町２番地19ブランツ下鴨201号　⑥平成19年４月19日　⑧平成28年12月28日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫尾﨑　幸史　京都府京都市北区西賀茂北川上町95番地

Ｂ　①シーズンジャパン　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－758号　④株式会社ＳＥＡＳＯＮ　福岡県福岡市中央区港３丁目１－73－203　代表取締役　佐藤恵介　⑤福岡営業所　福岡県福岡市中央区大手門３丁目３－12－１Ｆ　⑥平成24年２月21日　⑧平成29年２月20日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区港３丁目１－73－203　株式会社ＳＥＡＳＯＮ　代表取締役　佐藤恵介